

議案第 6 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 4 7 年白岡町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万 3, 0 0 0 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円」を削り、同条第 4 項中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改め、「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「有料の道路（以下この項及び次項）」を「有料の道路（以下この項から第 3 項まで）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「以下この号」を「次項」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第 3 号中「（1 箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が 5 万 5, 0 0 0 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5, 0 0 0 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関

等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「この条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員その他規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第16条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第16条の9中「から第9条の2まで」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900

員以
外の
職員

5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600

34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	451, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	452, 500
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	453, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	454, 100
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	454, 900
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	455, 700
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	456, 500
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	457, 300
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	458, 100
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	458, 900
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	459, 700
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	460, 500
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	461, 300
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	462, 100
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	462, 900
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	463, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	464, 500

63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	465, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	466, 100
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	466, 900
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	467, 700
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	468, 500
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	469, 300
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	470, 100
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	470, 900
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	471, 700
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	472, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	473, 300
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	416, 000	474, 100
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	416, 300	474, 900
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	416, 600	475, 700
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	416, 900	476, 500
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	417, 200	477, 300
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	417, 500	478, 100
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	417, 800	478, 900
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	418, 100	479, 700
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	418, 400	480, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	418, 700	481, 300
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	419, 000	482, 100
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	419, 300	482, 900
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				

92	257, 800	299, 000	348, 200				
93	258, 100	299, 200	348, 400				
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				
99		301, 000	350, 600				
100		301, 400	351, 000				
101		301, 600	351, 500				
102		301, 900	351, 900				
103		302, 200	352, 300				
104		302, 500	352, 700				
105		302, 700	353, 200				
106		303, 000	353, 600				
107		303, 300	353, 900				
108		303, 600	354, 200				
109		303, 800	354, 700				
110		304, 200					
111		304, 600					
112		304, 900					
113		305, 100					
114		305, 300					
115		305, 600					
116		306, 000					
117		306, 200					
118		306, 400					
119		306, 700					
120		307, 000					

	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

（白岡市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 白岡市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年白岡町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当、特殊勤務手当」を加える。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条の次に次の2条を加える。

（単身赴任手当）

第7条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在職する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでな

い。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第7条の3 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上、特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

第11条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第18条中「、第6条及び第6条の2」を「及び第6条」に改める。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年白岡町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号を削り、同項第2号中「及び孫」を削り、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第6条の2第2項中「この条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員その他規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を

考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

（白岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 白岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年白岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「から第9条の2まで、第13条から第15条まで及び第16条の7」を「、第8条、第9条の2及び第13条から第15条まで」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の4第2項及び第16条の7第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第9条第3項中「から第9条の2まで」を「及び第9条の2」に改める。

（白岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 白岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第20条中「から第9条の2まで」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日

においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）
に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定める
これに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日にお
いて当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要
と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を
行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定に
よる改正後の給与条例第8条の規定の適用については、同条第2項中「
(5) 重度心身障害者」とあるのは
(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上

と、同条第3項中「1万
婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とある
のは「、前項第6号に該当する扶養親族については、3,000円とす
る」とする。

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定に
よる改正後の白岡市上下水道事業職員給与の種類及び基準に関する条例
（以下この条において「上下水道給与条例」という。）第6条の規定及
び第3条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する
条例（以下この条において「現業職員給与条例」という。）第5条の規
定の適用については、上下水道給与条例第6条第2項及び現業職員給与
条例第5条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
(5) 重度心身
(6) 配偶者（
障害者
とす
届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
る。

（白岡市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正

)

第6条 白岡市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成28年白岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、第9条」を削る。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11

28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	

63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				

98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。